

**4月から業務時間外の窓口業務の開設日等が変わります**

現在町では、通常業務時間内に窓口での手続きができない方のために、窓口業務の一部を業務時間外にも拡大して実施しています。

しかし、昨今の厳しい財政状況や限られた職員数の中で、より効率的に力を発揮できる組織とするため、事務事業の見直しを進めています。

このたびは業務時間外の窓口業務について、利用者数や費用対効果等から総合的に検証し、開設日等を見直すこととしました。4月から次のとおり開設日等を変更しますので、来庁の際にはご注意ください。町民の皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、4月以降の窓口業務に

**地域の防犯は家庭から一門一灯にご協力を！**

犯罪者は見られることを嫌います。暗がりを少なくすることで、夜間の犯罪を減らすことができます。帰宅後できるだけ長く門灯や玄関灯を点灯し、地域の防犯活動にご協力ください。

ソーラー式ライトや動きを感知して点灯するセンサーライトを設置すると経済的に、防犯効果を高められます。

隣近所で一門一灯運動を展開し、相乗効果で犯罪者を寄せつけない、安全で安心なまちづくりを推進しましょう。



問 町民課 ☎内線237

**【4月以降の窓口業務について】**

	開設日・場所	見直し内容
本庁舎の窓口延長	火曜日	引き続き、窓口延長を実施します
	木曜日	3月30日(木)をもって終了となります
土曜日の窓口開庁	本庁舎	引き続き、窓口開庁を実施します
	国府支所	3月25日(土)をもって終了となります
駅前申請箱	—	3月31日(金)をもって終了となります

問 政策課 ☎内線229 町民課 ☎内線271

おける取扱業務や開設日等の詳細は、広報4月号で改めてお知らせします。

**平成29年度の国民健康保険税率・税額が変わります**

町の国民健康保険の財政状況は、年々減少している被保険者数に対して、一人あたり医療費が上昇傾向にあります。国民健康保険を現在の税率・税額で運営するには、とても厳しい状況となっています。

今後も国民健康保険財政を維持していくために、国民健康保険条例を改正しました。

また、平成30年度からの国民健康保険の広域化により、運営主体が都道府県単位となります。すでに県内の多数の市町村が資産割を廃止していることから、町では、平成29年度4月からの改正で、税率・税額の改正とともに、今まで医療分に賦課されていた資産割を廃止します(下表)。

国民健康保険に加入されている皆さんには、ご負担をお掛けしますが、国民健康保険の安定した医療給付と健全な事業運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

問 町民課 ☎内線268



改正後の国民健康保険税の税率・税額比較表

	医療分				後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計 上段 0歳～39歳、65歳～74歳 下段 40歳～64歳 (介護納付金分対象者)			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	資産割	均等割	平等割
平成28年度 (現行税率)	5.60%	10.00%	20,400円	25,000円	2.20%	9,900円	1.80%	10,000円	7.80%	10.00%	30,300円	25,000円
									9.60%		40,300円	
平成29年度 (改正税率)	5.70%	—	22,000円	27,000円	2.50%	11,000円	2.10%	11,500円	8.20%	—	33,000円	27,000円
									10.30%		44,500円	
増減	0.10ポイント	▲10.00ポイント	1,600円	2,000円	0.30ポイント	1,100円	0.30ポイント	1,500円	0.40ポイント	▲10.00ポイント	2,700円	2,000円
									0.70ポイント		4,200円	

\*医療分とは、国民健康保険被保険者の医療給付費などに充てられるものであり、すべての被保険者が対象となります。  
 \*後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の医療給付費を支援するためのものであり、すべての被保険者が対象となります。  
 \*介護納付金分とは、40歳～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことでです。